若年技能者のスキルアップを



高度な技能と豊富な経験を持つ「ものづくりマイスター」が 中小企業や教育訓練機関に出向き、実技指導を行います。

このような声にお応えします!

「経験の少ない社員に技能を習得させたい」 「生徒のものづくり技能をスキルアップしたい」 「技能検定受検に向けたトレーニングを実施したい」 「就業職種に関わる全般の基礎教育を受けさせたい」



≪指導職種の例※≫



















実技指導内容はご希望に応じて、ものづくりマイスターと調整し、現場での指導や座学による講習を行うなど柔軟に対応します。山形県技能振興コーナーまでご相談ください。

マイスター指導の実例

企業•団体等

【機械加工】

・指導内容 : 機械加工の基礎知識

受講者数 2名日 程:8日間

受講者の声



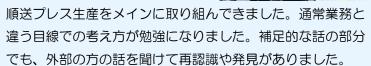
受講者の中には全くの未経験で何も分らないところから始めた若手社員もいましたが、マイスターには個々のレベルに寄り添った丁寧な指導をしていただき、基礎教育として十分な成果を得られました。

【金属プレス】

・指導内容 : 生産性向上の支援

受講者数 : 7名日 程 : 10日間

受講者の声





【機械保全】

• 指導内容 : 技能検定受検支援

• 受講者数 : 2名

• 日 程: 2日間

受講者の声



単なる知識・技術だけでなく、現場(職場)での経験を交えながらわかりやすく、また説得力のある説明が受講生徒の理解カアップと学ぶ意識の向上に効果があり、有意義な時間でした。

【電気溶接】

• 指導内容 : 技能向上

受講者数 2名

· 日 程: 4日間

受講者の声



受講生徒は地元の溶接を生業とする企業への就職を希望しているため、溶接技能者資格取得を目指している。今回4回の指導を受け技能が向上したことを確信した。

ものづくりマイスター制度

ものづくりマイスターとは:国家検定である『技能検定』特級・1級・単一等級の技能士取得後、5年以上の業務経験があり、内、実技指導経験3年以上ある方で、高度な技能と豊富な経験をもつ熟練技能者です。

※昨年度に引き続きの派遣も可能となりました。(「同一事業所への2年連続の派遣不可)の制限が廃止)

項目 / 区分	中小企業	工業高校等学校
受講対象者	主に35歳未満の若年技能者や技能習得中の技能者	
指導回数(同一受講者に対 して)	20回以内	10回以内
指導時間	原則1回(日)1時間以上3時間までを標準とします	
指導者への謝金・交通費	無料(当協会が負担します)	
材料費	受講者1名1回につき 2,000円(税別)まで当協会が支援します	
その他	指導に必要な機械・設備等は受講者(派遣依頼者)が用意してください	

注:状況によっては上記の指導回数・指導時間・材料費を調整・制限する場合があります。

このリーフレットに関する問い合わせ先はこちら

山形県技能振興コーナー

〒990-2473 山形市松栄2-2-1

山形県職業能力開発協会 内

TEL: 023-645-3131 FAX: 023-644-2865

E-mail: g-shinko@nky.or.jp

さのづくりみらい (Tet) やまがた

URL:https://monozukuri-mirai.mhlw.go.ip

ものづくりみらい



